

かたくい通信

原告、支援者、弁護士の皆さん
を結ぶ通信です。編集子宅周囲
に咲くカタクリにちなんでこの
ような通信名としています。

◆発行：福井から原発を止める裁判の会(名称を改めました!)◆

■世話人連絡先：松田(090-2037-9322)

■弁護士連絡先：笠原一浩弁護士

〒914-0041 福井県敦賀市布田町 84-1-18

みどり法律事務所 (0770-21-0252)

♥カンパ等のゆうちょ銀行振込先

口座名：福井原発差止訴訟を支える会

記号：00760-6 番号：108539

(口座名等はこれまでのままです)

♥ご支援をよろしくお願いします！

♣ホームページ：<http://adieunpp.net/download/Sannkamoushikomi.html>



いよいよ提訴です！

**本年2月から準備を進めていた福井原発訴訟は、
弁護士さんのご尽力で11月30日(金)提訴が決定！**

提訴の相手は関西電力、提訴の内容は大飯原発3、4号基の差止です。

■原子力発電の危険性は福島原発が破壊される前から警告されてきました。しかしこれまでの裁判では、原告側が原発の危険性や事故のリスクを何度も主張してきたにもかかわらず、それらが判決内容に反映されることはほとんどなく、原発合憲の判決が次々と司法の場でなされてきました。その判決が明らかに誤りであったことは、残念なことに福島第1原発の4基が完全に破壊され、多くの人たちが故郷を追われ、大人たちが仕事をなくし、子供までが被爆され続けていることで証明されていることは皮肉なことです。

壊れてしまっ、被爆されてしまっから、「原発を止めましょ」ではあまりにも愚かです。関西電力は、その愚かさを指摘されているにもかかわらず、大飯原発3、4号基を再稼働させてしまいました。私たちは、このような暴挙に対する怒りを提訴という形で示すこととし、何年かかろうと最後の勝利を得るまで闘い続ける覚悟です。

これからも原告になってくださる方を大募集いたします。また、私たちの裁判闘争を支えてくださる方にも、息の長い支援をお願いする次第です。(文責：松田)

★福井地方裁判所において

11月30日(金) 2時30分提訴 3時より記者会見の予定★

(当日の予定の詳細については、近日中に皆さんにお知らせする予定です)

については、提訴の前段として、

次頁の集会・記念講演を行います。こちらも是非ご参加を！

◆福井から原発を止める裁判の会 発足会&記念講演会◆

♥とき：2012 年 11 月 3 日(土曜日) 午後 2 時～

♥ところ：真宗大谷派福井別院(東別院)講堂 福井市花月 1 丁目 2-36 (Tel 0776-21-4100)

♥記念講演 井戸謙一弁護士

数ある原発差止訴訟で次々と原告住民側が敗れる中で、志賀(しか)原発の「原発差止」判決を書いた元金沢地裁裁判長です。現在、滋賀県彦根市内 に弁護士事務所を開設、「反原発」の分野などで活躍中。

♥**発足会**：弁護士からの裁判主旨説明、原告の裁判に対する想いを共有する場。原告になって共に裁判を闘う皆様は、なるべくご参加を！

♥また遠方から来られる方は、事前に連絡をいただければ、福井駅までお迎えに行きます。前もって世話人まで連絡下さい(松田：090-2037-9322 又は小野寺：090-6275-4451 まで)。



♥ 訴訟の概要決定！

笠原弁護士(敦賀市)

(編者：今回の提訴のあらましを弁護団事務局長の笠原弁護士から執筆していただきました。専門的な技術論も含まれていますが、今回の提訴の出発点となる内容です。ご一読ください。)

1 提訴日

これまで提訴の見通しが必ずしも立っておらず、原告団や支える会の皆様にはご心配をおかけしていましたが、9 月 26 日の弁護団会議でようやく提訴日を決めることができました。

今年の 11 月 30 日に、福井地方裁判所に提訴する予定です。

ここで、弁護団がこの日を提訴日に決めた理由を簡単にご説明します。

当弁護団の多く(過半数)は、殺人冤罪の前川事件の再審請求にもかかわっていますが、今年の 11 月 30 日、名古屋高裁金沢支部において、前川氏につき再審を開始する決定が言い渡されました。刑事裁判においては、有罪判決のもたらす重大な不利益か

ら、国家機関である検察官に立証責任を負わせ、証拠が不十分(有罪か無罪かよく分からない)であれば無罪とする「疑わしきは被告人の利益に」という原則が一般にみとめられていますが、従来の刑事裁判においては、ともすればこの原則が軽んじられ、「検察官がきちんとやっているのだから有罪だろう」と言わんばかりの判決すらしばしば散見されました。しかし、厚生労働省の村木さん事件を皮切りとして、同原則を改めて再確認ないし再評価する流れが始まり、今年の再審開始決定は、この流れをより決定的なものとする歴史的な役割を果たすものとなりました。

一方、未知の科学技術とりわけ原発については、その重大な危険性から、国家ないしこれに準ずる立場にある電力会社に立証責任を負わせ、証拠が不十分(安全か危険かよく分からない)であれば差し止めを認める(安全審査を無効とする)予防原則(疑わしきは生態系ないし将来世代の利益に)という原則が多く学者・法律家に承認され、伊方原発の最高裁判決もこの原則を確認したものと考えることができますが、従来の原発裁判においては、ともすればこの原則が軽んじられ、「電力会社がきちんとやっているのだから安全だろう」と言わんばかりの判決

すらしばしば散見されました。しかし、福島第一原発事故を皮切りとして、同原則を改めて再確認ないし再評価する流れが始まりつつあります。

弁護団としては、今回の提訴が、この流れをより決定的なものとする歴史的な役割を果たすものと考えています。

2 弁護団長

同日の弁護団会議で佐藤辰弥弁護士を推挙する意見があり、全員一致で承認されました。もちろん、ご本人からもご快諾頂きました。

なお佐藤弁護士は、もんじゅ訴訟にも関与され、特に人権・消費者問題での活躍で知られているベテランの弁護士です。ただ、佐藤弁護士は極めて多忙なので、事務局長である私としては、なるべく佐藤先生にご負担をかけないようにしなければと考えています。

3 提訴内容

もちろん、本来であれば福井県内の全原発を対象とすべきですが、現状の弁護団の人的資源(今のところ実働 10 名弱)では、必ずしも容易なことではありません。そのため、現時点で動いており、最も緊急性の高い大飯 3、4 号機の差止訴訟を提起することとしました。

もちろん、他の原発についても再稼働の動きが万が一本格化した場合には、その分についても提訴を考えたいと思います。

4 訴状の構成(現時点での概略。今後、弁護団での検討を踏まえ、多少変動する可能性があります)

(1) 序論

(概要)

日本は過去二回、世界史上においても特筆すべき、深刻な放射能被害に見舞われた。広島・長崎と福島である。とりわけ両者の中間に位置する福井県は、これらの被害に真摯に学ばなければならない。

ところが関西電力は、福島第一原発事故の原因を

究明しないまま、また破碎帯を調査しないまま、再稼働を強行した。

日本は世界で最も地震が集中する地域であり、しかも原発稼働をしなくても電力が足りるというのに、である。

そこで原告は、大飯 3、4 号機の差止を求めて提訴した。

(2) 福島第一原発事故—日本最大の公害被害

(概要)

福島第一原発事故は、決して天災ではない。安全神話によって引き起こされた人災である。従来の安全基準は、到底事故を防ぐに足りるものではなかった。

その結果、福島及びその周辺においては、多数の避難者、農地の広範な汚染など、深刻な被害が発生した。

(3) 福島第一原発事故を受け、改めて民事差止め訴訟の立証責任を確認する

(概要)

伊方最高裁判決は、原発の危険性に鑑み、万が一にも深刻な事故が起こらないように、事業者が安全性を証明することを求めた。とりわけ、福島第一原発事故の深刻な結果に鑑みれば、この原則はますます重視されなければならない。万が一にも事故が起こらないことを電力会社が証明できなければ、決して運転を認めてはならない。

(4) 本件原発を襲う地震と津波の危険性

(概要)

大飯原発の近くには活断層が存在する可能性が高い。

また、活断層が発見されていない地域においても、地震の巣である日本列島においては大地震がしばしば発生してきた。

さらに、従来の原発は、福島第一原発に見られるような大津波を想定してこなかった。

我々はこうした危険を、真摯に直視しなければならない。

（５） 本件原発の技術的危険性

（概要）

本件原発には、サンプが目詰まりを起こして冷却水が循環しない可能性が高い（そうした事故がしばしば起こってきた）、溶接部のひび割れからの冷却水漏えい、大地震が来たら迅速に制御棒が降りてこない可能性が高いなど、様々な危険があるが、そうした技術的問題点は何ら解決されていない。

（６） 安全設計審査指針が想定する事態を超えて過酷事故が発生する

（概要）

東日本大震災は、従前の安全設計審査指針の無力を明らかにした。特に、単一故障だけを考慮すればよいという指針は、全電源喪失という現実の前では何の役にも立たないものだった。もはや、従来の安全基準は、効力を有しない。

しかも、従前の安全審査は、自然現象による事故に対する安全評価が欠落した状態でなされてきた。

（７） 放射性物質拡散の現実的な危険性と被害の重大さ

（概要）

福島第一原発事故では、極めて広い範囲が放射能に汚染された。更に、チェルノブイリにおいては深刻な健康被害が生じ、福島でも健康被害の事例が報告されつつある。

もし本件原発で大事故が起これば、福井や近畿等にも同様の事態が生じるであろう。

（８） 電力需給等は原発運転再開の理由とならない

（概要）

原発を稼働させなくても電気は足りるのであり、現に去年も今年も、夏に大規模な停電は起きなかつ

た。原発稼働の必要性はこの点からも認められない。

（９） まとめ

５ 原告団の皆さんへのお願い

もちろん、裁判は法と証拠に基づいてなされるべきものです。しかし、原発のような重大な国策を問う裁判では、裁判官は無意識のうちに、「必ずしも民主的に選ばれていない裁判官が、重大な国策を左右してしまっているのだろうか」という意識をもってしまう可能性があります。

そのため、この種の訴訟においては世論の裏付け、とりわけ原告団の皆さんの熱意が、時として大きな力になることがあります。

もちろんご事情が許す範囲で結構ですので、裁判が開かれる日には、一人でも多くの原告の方に、裁判所に足を運んで頂きますようお願い致します。

■弁護団の皆さんの紹介■

以下、手弁当でこの訴訟への協力を表明している弁護士の皆さんを紹介します。

佐藤 辰弥 弁護団長(佐藤法律事務所)

笠原一浩 弁護団事務局長(みどり法律事務所)

(以下順不同)

安部 剛 (吉村・麻生・安部法律事務所)

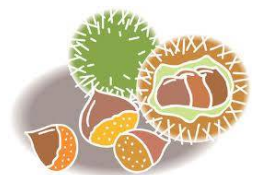
円居 愛一郎 (円居・北川法律事務所)

鹿島 啓一 (金沢税務法律事務所)

島田広、吉川健司 (泉法律事務所)

坪田康男、黛千恵子 (あすわ法律事務所)

※現在弁護団は、上記の弁護士さんを含めた10人で構成されています。また、県内外の多くの弁護士さんが弁護団を支えています。



■のおなれコーナー■

【福井弁で原発「のーなれ(なくなれ)」という思いを込めたコーナーです。ご縁のあった方々の思いを掲載するコーナーで、皆さんの忌憚のない「声」をお待ちしています。今回は 4 人の「のおなれの声」をお届けします。】

♡ 原発から 10km 圏内居住者です

YI さん(新潟県)

私たちのところも、早めに動かないと、政治に流されてゆくようになってしまいそうです。皆様のよう頑張るつもりです。原発より 10km 以内に住んでいる者です。未来が不安です。

♡ 廃炉に追い込む闘いに参加します！

KM さん(大阪府)

1979 年に反原発の運動の先頭に立っておられた故水戸巖先生の講演を聞いて以来関心は持っていましたが、深く掘り下げることなく、今日までできてしまいました。3.11 以降、やはり実際に廃炉に追い込む闘いに立たなくてはと思い、参加することにしました。東京の友人にも呼び掛けました。彼も参加する意向です。

＊【编者より：水戸巖さんは、“反原発科学者”の草分け的な存在の方です。1986 年 12 月末に北アルプス剣岳で遭難死。最終職歴は芝浦工業大学電気工学科教授。3.11 以降、長年の沈黙を破って奥様の水戸喜世子さんが夫の遺志を継ぎ「反原発」を呼び、「科学者よ、声を上げよ」と訴えています。福井でも 2012 年 6 月 17 日の大飯原発再稼働抗議デモに参加されています】

♡ 立地町住民として思うこと

M さん(おおい町)

9 月 14 日野田政権は、「2030 年代原発 0」のエネルギー新戦略なるものをまとめた、と各紙が翌朝大々的に報じました。その舌の根も乾かぬうちに枝

野経産相は青森県を訪ね、大間、東通原発の建設再開を認め、核燃料サイクル政策の継続も認めてしまいました。実は 14 日某新聞記者から、コメントを求められ、私は「抜け道一杯で、とても評価できないと答え、同時に、これで立地地域が原発 0 を想定し、次のステップに進むきっかけになれば、多少とも意味があるのかもしれない。」と答えました。残念ながら私の読み通りとなり、原発 0 の閣議決定は見送りとなり、またささやかな希望も、そうはいかないようで、西川知事の恫喝とともれる発言や、高浜、敦賀の震災瓦礫受け入れ等、原発から離れられない福井の現実が、露わになりました。

そのような現状の中、「福井原発訴訟」に向け、着々と準備を進めている皆さんのご努力に頭が下がります。毎週金曜日の官邸前や福井を含めた各地で行われる「再稼働反対」のデモ、福島の方々の叫び、その力の結集が時代を動かしているのは、紛れもない事実です。そんな中、立地町住民として何ができるのかを考えています。おおい町でも、直接利権に関係していたり、関電の社員でない限り、多くの住民は原発に何らかの不安を抱えながらやむなく暮らしているのです。今私達にできることは、いつか必ず来る原発 0 に向け、立地地域がいかに自立していくかを真剣に考え、裾野を広げていくこと、そのためには賛成反対の垣根を超えた住民同士の繋がりと具体的な提案等をする準備をしていこうと考えています。皆さんの脱原発の動きと、立地町の卒原発の動きが車の両輪となって、1 日でも早く原発 0 になりますよう祈っております。

♡ 自然エネルギーよ、お前もか？

今大地 はるみさん(敦賀市)

骨抜きになった革新的エネルギー・環境戦略の問題点は、たまり続ける核のゴミをどう処理していくのかの道筋さえ明記できなかったことだと思う。原発を計画した 50 年前、だれも廃炉や使用済み核燃料の行く末を考えていなかったのだろう。六ヶ所村の再処理工場は 19 回目の工事延長をしたにもかかわらず

わらず、もんじゅが廃炉研究から一転、従来通り研究を続けるのだという。国策に協力してきたという地元自治体の強い反発で、こうも簡単に政策がひっくり返す政治家にはほとんどあきれ返るしかない。

原発が廃炉のことを全く考えずに推進されてきたのと同じように、実は国民の間で熱望されている再生可能エネルギーについても同じことが起きている。再生可能エネルギーの語源は「RENEWABLE ENERGY」。この翻訳は、「絶えず資源が補充されて枯渇することのないエネルギー」、「利用する以上の速度で自然に再生するエネルギー」という意味であるが、実際には自然エネルギー、新エネルギーなどと混同されて使われることが多い。日本国内では定義が複数存在し統一されていない。「再生可能エネルギー源」について、「永続的に利用することができる」と認められるエネルギー源」と定義する例や、「太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものとして政令で定めるもの」とされ、同施行令により「太陽光」「風力」「水力」「地熱」「太陽熱」「大気中の熱その他の自然界に存する熱」。また、「バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用するとなっている。（参照ウィキペディア）わたしは、なるべく自然エネルギーと言い換えて使うようにしている。

その自然エネルギーの優等生(?)と言われている風力発電だが、ブレードやナセルといった風車の本体は、減価償却期間が 17 年、太陽光発電のパネルは 10 年と定められている。風車の本体の耐用年数は 20 年ぐらいだし、太陽光パネルは 10 数年だという。その期間が過ぎて廃棄物になった場合、だれがどのようにしてどこで処分するのかを実は、経産省もまったく考えていないのだ。自然エネルギーをドイツやデンマークで研究し実践している科学者や、マスコミでもてはやされている脱原発の有名人、そして経産省のエネルギー庁にも直接、わたしが聞いた話だから間違いはない。原発が出す放射能より危険度は低い、ゴミはゴミ。長い間、敦賀市の民間

最終処分場問題にかかわってきたからこそ、自然エネルギーといえどもその行く末が気がかりになる。ドイツやデンマークでは古くなった風車やパネルは、新興国へ輸出して再利用していると胸を張るが、わたしには弱い国にゴミを押し付けているとしか思えない。そんなことをいうわたしに、「あんたは日本のエネルギーをどうやって確保するんかね？」という突込みがあちこちから飛んでくる。エネルギーも地産地消で、その町の身の丈に合った発電を住民たちで考えていくことがベストだと思う今日この頃である。それにはまず、送電線を電力会社から切り離すことが最重要課題だけど・・・

♥ 原発に反対しない者の論理・・・雑感

世話人 渡利 興一郎(鯖江市)

妻と久しぶりに文殊山(编者注：福井市内にある 365m の山。山頂の本堂には文殊支利菩薩が安置されている)に登った時、かたくり群生地案内板を見て「かたくり通信」への原稿割り当てが頭を掠め、何故か胸が痛み、漸く机の前に坐りました。

今回は原発推進派の文章を読み、七百字位の感想文を掲載するというものですが、何故こういう仕儀になったか簡単に経緯を説明しますと、最近遭遇した二つの体験に起因します。

一つは或る反原発の立場をとる文学者の本を読んだとき、「官僚・政治家・電力会社・経済界・マスコミから成る原子力村の原発推進圧力はファッションと言えぬ酷いものだが、ただ徒にファナティクな反原発ファッションも自ら戒めなければならない」と言う内容に触れたこと。

もう一つは、県外のある放射能研究機関で働く息子と久しぶりに会った時「僕は御用学者のレッテルを張られるのは嫌だが、自ら勉強もしないで放射能を悪者扱いしないで」と訴えられたこと。脱原発活動に東奔西走する父に対してのボディブローのつもりか。

このことを原発訴訟の世話人会で話したところ、話が飛躍して件の原稿提出となった次第。私としても推進派の文章を読むことで自分を見詰めなおす意義は認めてはいるのだが、書くことになろうとは。

そこで、『思想としての3.11』（河出書房）から、戦後の言論界をリードし知の巨人と謳われ、原発推進者として有名な思想家吉本隆明氏の文章を読むことにした。氏は東工大電気化学科出身の根は技術者。阪大理学部出身の実験物理学者である息子と同質性を感じてのことでもある。

吉本氏は3.11以前、ヨーロッパの気運を受けた文学者の反核運動を批判する『反核「異論」』を著し、「核爆弾と原子力発電の問題は捉えるべき視点が違う、また原子力を科学的に解明するのは宇宙の謎を解くことに繋がるから、原子力への過剰なアレルギー反応はもたないほうがいい」と原発推進の立場を明確にした。そして福島原発事件の後「文明は後戻りが出来ない。その文明が素粒子や放射線を使うところまで来てしまった以上、それを利用する方法、その危険を防ぎ禁止する方法をとことんまで考えるしかない」とトーンダウンしたものの原発を決して否定はしない。そして息子同様、我々に自ら考えることを指摘する。

もう、紙幅も尽きようとしていますので、止むを得ず感想を急ぎますが、僕は吉本氏に自ら考えることをそのままお返ししたい。

「考える」の語源は「か身交ふ」→「かんがふ」→「考ふ」、すなわち「他者の立場に立って他者と親身に交わる」ことこそ考えることの本質だという。

つまり、少なくとも文中において福島の被災者を考えていないことこそ、彼の最大の欠落だと思うからです。氏の技術論に対して善悪は論じられません。技術論に善悪はないからです。しかし文明の本質は何かと問われれば、僕は即座に人を大切にすることと答えるでしょう。現代文明のもと、原発問題を論うなら福島の人々の「命の危機」を前提にした議論以外は、推進派・反対派問わず色褪せたものになると言わざるを得ません。

僕は今度息子を誘い、福島の南相馬や飯館村を訪ねる予定でいます。



■世話人の自己紹介コーナー■

●小沢 喜久子●

名ばかりの世話人が原稿を書かせて頂く。私は3.11 福島に対する政府の対応(命より大切なものは経済であること)を目の当たりにし「国権とは為政者に利益をもたらす為の備品」であるといわれることが事実として私を八つ裂きにし、許せなさで身震いを覚えた。人生感も一変した。世界の途上国で起こっている政府による虐殺と重なった。「東大話法」が横行する統治現場。アメリカと大企業のポチである官僚・統治権力とメディア。原子力以外のエネルギー創出を利権のために潰していることなどなど(名ばかりの民主国家は市民の目くらましをして)、闇の中で全てを決定している。もっとも民主主義とは市民の手によってでしか実現されないと思っているのだが。大企業優先で農産物の自給率を40%に抑えている政府方針は一方では食の安全を上辺だけで推進し、私たち食の安全を願う市民活動を翻弄し続ける。

その昔政治に命をかけた政治家の目には、泣くに泣けないお粗末な日本の現状であろう。国家権力にコントロールされ続ける教育界は自分たちの意思をもぎ取られ、物言わず大人になれない市民を輩出し続ける。

福井の知事はどうか。「希望福井」をまことしやかに掲げ未来の無い原子力発電の推進一人者となっている。若者は自分たちの未来をどう感じるのか。知事は福島をどう見たのか。わが身のこととして捕らえる叡智は持ち合わせていなかったのだろう。原発マネーでかろうじて成り立たせている福井なら政治家の怠慢でしかなかり。事故が起きれば一瞬

にして知事は歴史に残る大量殺人、大量自然破壊者と化す。これは紛れもなく A 級戦犯だ。責任をどう取るのか、いやとれるのだろうか。

原発を止めてさえも核のゴミは永久に人類を蝕む。まず原発を止めてからだ。残念だが物言わぬ市民としてコントロールされてしまった大人には望むべくも無い。

若者よ、日本の真の姿、真実を知り自分たちの未来のために私たちとともに頑張ってほしい。

私たちは自分のお金で雇っている政治屋、官僚から眼を離さず監視しよう。私たちこそが主権者なのだから。国に抗する市民に残された唯一の手段はデモだけだという。残念なことだが、私たちの手でしか私たちの未来を作れないということを肝に銘じるべきだ。

●小野寺 恭子●

福井に住みつつ、脱原発の想いは県外の多くの人と連携しながら・・・福井は世界でも有数の原発集中立地地域。それゆえに地元ならではの多くの複雑な問題を抱えている。原発関連の交付金漬け行政の有り様、親戚や身内が関電関連の仕事をされていることなど全ての面で原発が生活に入り込んでいるため大きな声で NO！と言えない雰囲気があると思う。さらに NO!という者に対しては「そんな無責任なことを言うなら働き口をどうしたらいいのか考えろ」との声に押されてしまいがち。しかし、一方で大抵の住民は不安を抱えて生活している。このような様々な矛盾を生み出す原因を作ってきた責任は、生きとし生けるものの命など顧みる思考すら持ち合わせていない原子力村にある（原発の安全性に対して声を上げられなかった大人の責任も大きい）。しかし原子力村は莫大なお金を使って原子力を推進し、(地元)住民の命は顧みられない。福井の西川知事は県議会で以下のように発言している。

「(前略) 言うまでもなく、エネルギーの安定供給は、国民生活の安定と産業の発展、国家の安全保

障にかかわる最重要事項であります。とくにエネルギー資源に乏しく、莫大な国富をはらって世界各地から資源を常買い求めなければ到底立ち行かない我が国にとって、いわゆる原発ゼロは果たして正しい判断と言えるのでしょうか。また、使用済み核燃料の再処理やもんじゅを柱とする核燃料サイクル政策はエネルギー政策の基本であり、十分な時間をかけて慎重に議論する必要があります(後略)」

私達は、このような動きに対し、どのように立ち向かえるのか？常に迷いながらも、そのために膨大なエネルギーを使っている(と自分では思っている)のに何も前進しない。それでもあきらめや静観はもはやできない。なぜなら原発は、弱いもの(原発下請け労働者の方々・未来に生まれてくるはずの子孫)が犠牲になるのだから。だから私は裁判を起こしたい。

あまり遠くない将来には、原発は自然エネルギーに替わり、新たな雇用が生まれ、それによって若者が元気に働ける。放射能の心配のない自然の中で子どもたちが遊べる。

一人一人が自分たちの家族・村・友達という小さな周囲の仲間とつながって、そこで生き抜いていける時代がくることを楽しみに、何とかがんばろうか。



▼情報スクランブル▼

(「お役たち情報コーナー」改め)

■2012年9月11日 福島県「甲状腺検査」の結果発表「女子小学生の54・1%、女子中学生の55・3%に「のう胞」か「結節」発見」■

(ふくしま集団疎開裁判ホームページからの抜粋記事です。 <http://fukushima-sokai.blogspot.jp/> 2012年9月17日)

昨年12月、疎開裁判の福島地方裁判所郡山支部の判決が、野田総理の欺瞞的な「事故収束宣言」と同日同時刻ころにセットされて出され、その結果、マスコミからニュースを知る人の殆どが疎開裁判

の判決を知らなかったように、福島県の県民健康管理調査の検討委員会（座長＝山下俊一・福島県立医大副学長）は、県内の子どもの甲状腺検査の 3 回目の結果を、「事故収束宣言」に匹敵し人々の目がそちらに向けられる日として、9 月 11 日を選んで発表しました。

その結果、この日は、21 世紀の日本で最大の事件と言われる 9.11 となりました。なぜなら、今回、発表の 4 万 2 千人の子どものうち、6～10 歳の女子の 54.1%、11～15 歳の女子の 55.3%に「のう胞」または「結節」が、男女合わせた全体でも 43%に「のう胞」または「結節」が見つかったからです（福島県発表資料）。

「のう胞」と「結節」の割合ですが、9 月 11 日の福島県発表資料によると、「のう胞」が 1 万 8139 人(43.13%)、「結節」が 385 人(0.92%)、つまり、殆どが「のう胞」であることが分かります。

これは山下俊一氏らが 2000 年に放射能非汚染地域の長崎の子どもたちを甲状腺検査した結果(のう胞が見られたのは 0.8%)チェルノブイリ事故の 5～10 年後にチェルノブイリ地域の子供たちを調査した結果(のう胞が見られたのは 0.5%)と比べて途方もない数字です。

本年 4 月の 2 回目の発表で 3 万 8 千人の子どもの 35%に「のう胞」が見つかった時ですら、これを知った被曝問題に詳しいオーストラリアのヘレン・カルディコット博士は次のように警告しました。

「この子ども達は追跡調査をしてる場合じゃありません。のう胞や結節などの全ての異常は直ちに生体組織検査をして悪性であるかを調べるべきです。こういった甲状腺異常が 1 年も経たないうちに現れるというのは早過ぎます。普通は 5～10 年かかるものです。これは、子供達が大変高線量の被ばくをしたことを意味します。もしも悪性なら、甲状腺の全摘出が必要です。子供達に甲状腺結節やのう胞があるのは、まるで普通ではありません！」

また、アメリカ甲状腺学会の次期会長のブライアン・ホーゲン博士は **Business Insider** の取材にこう答えました。

「カルディコット博士の上記見解に同意します。福島原発事故後にこれほどすぐに、多くの子どもたちに甲状腺の嚢腫や結節が見られることに驚いています、なおかつこの事実が世間に広く知られていないことに驚いています。」

明らかに福島の子どもたちに異変が発生しています。このままいくと、福島は健康な子供が 2 割しかいないという今日のベラルーシやウクライナのようになってしまいます。これは政策問題ではありません。危機に瀕している命を救うのか見殺しにするのかという人権の根本問題です。

政府は、「命こそ宝」という政治の原点に立ち帰り、チェルノブイリの教訓から学んで、今すぐ、福島の子どもたちを安全な地域に逃がすべきです。

注) 福島県の発表資料は別紙のとおりです。詳細は、福島県ホームページをごらんください。

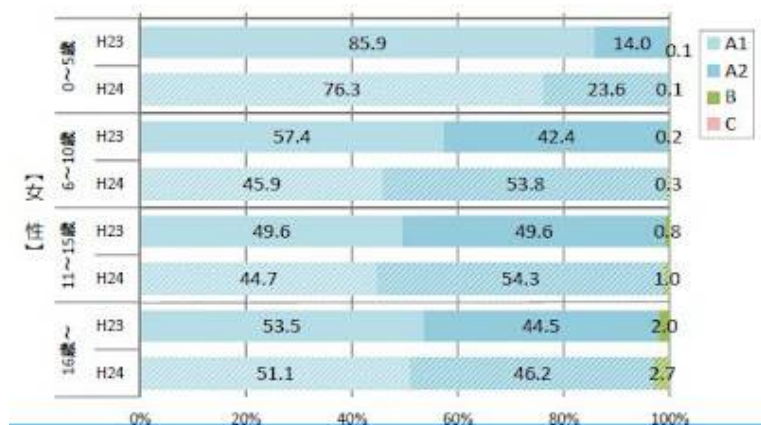
http://www.cms.pref.fukushima.jp/pcp_portal/PortalServlet?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U0000004&CONTENTS_ID=24809

[参考：福島県発表資料]

- A 判定 (A1) 結節や嚢胞を認めなかったもの
(A2) 5.0 mm以下の結節や 20.0 mm以下の嚢胞を認めたもの
B 判定 5.1 mm以上の結節や 20.1 mm以上の嚢胞を認めたもの
C 判定 甲状腺の状態等から判断して、直ちに二次検査を要するもの

★〔甲状腺異常の割合〕

甲状腺異常があるのは、A2+B なので、
6～10 歳女子であれば、 $53 \cdot 8\% + 0 \cdot 3\% = 54 \cdot 1\%$
11～15 歳女子であれば、 $54 \cdot 3\% + 1 \cdot 0\% = 55 \cdot 3\%$
が、甲状腺異常の割合となる。



★「のう胞」と「結節」の割合

福島県発表資料は以下のとおり（H23 年度調査は省略） 「のう胞」が 1 万 8139 人(43.13%)、「結節」が 385 人(0.92%)、つまり、殆どが「のう胞」である。

判定結果		H24年度			
		人数	割合	計	
結節を認めたもの	5.1mm以上	184人	232人	0.55%	385人 (0.92%)
	5.0mm以下	201人	153人	0.37%	
囊胞を認めたもの	20.1mm以上	1人	3人	0.007%	18,139人 (43.13%)
	20.0mm以下	13,382人	18,136人	43.12%	

※ 結節、囊胞両方の所見に該当しているケースも存在

(情報提供：円居愛一郎)

■4号機、工事ミスに救われた 震災時の福島第一原発■

2012・3・8 朝日新聞

<http://digital.asahi.com/articles/TKY201203070856.html>

東京電力福島第一原発の事故で日米両政府が最悪の事態の引き金になると心配した 4 号機の使用済み核燃料の過熱・崩壊は、震災直前の工事の不手際と、意図しない仕切り壁のずれという二つの偶然もあって救われていたことが分かった。

4 号機は一昨年 11 月から定期点検に入り、シュラウドと呼ばれる炉内の大型構造物の取り換え工事をしていた。1978 年の営業運転開始以来初めての大工事だった。

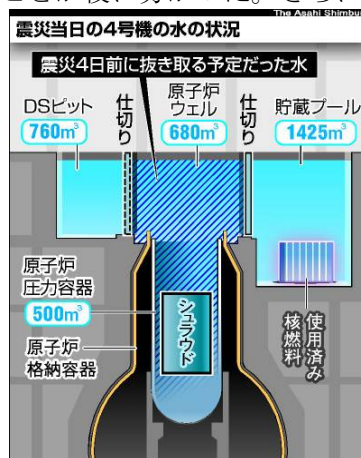
工事は、原子炉真上の原子炉ウェルと呼ばれる部分と、放射能をおびた機器を水中に仮置きする DS ピットに計 1440 立方メートルの水を張り、進められた。ふだんは水がない部分だ。無用の被曝を避けるため、シュラウドは水の中で切断し、DS ピットまで水中を移動。その後、次の作業のため、3 月 7 日までに DS ピット側に仕切りを立て、原子炉ウェルの水を抜く計画だった。

ところが、シュラウドを切断する工具を炉内に入れようとしたところ、工具を炉内に導く補助器具の寸法違いが判明。この器具の改造で工事が遅れ、震災のあった 3 月 11 日時点で水を張ったままにしていた。

4 号機の使用済み核燃料プールは津波で電源が失われ、冷やせない事態に陥った。プールの水は燃料の崩壊熱で蒸発していた。

水が減って核燃料が露出し過熱すると、大量の放射線と放射性物質を放出。人は近づけなくなり、福島第一原発だけでなく、福島第二など近くの原発も次々と放棄。首都圏の住民も避難対象となる最悪の事態につながると恐れられていた。

しかし、実際には、燃料プールと隣の原子炉ウェルとの仕切り壁がずれて隙間ができ、ウェル側からプールに約 1 千トンの水が流れ込んだとみられることが後に分かった。さらに、3 月 20 日からは外部からの放水で



部からの放水でプールに水が入り、燃料はほぼ無事だった。東電は、この水の流れ込みがなく、放水もなかった場合、3 月下旬に燃料の外気露出が始まると計算していた。(左の図参照)

(情報提供：円居愛一郎)

■原発は、事故を起こさなくても周辺住民の病気を増やしています■

★事故を起こさなくても原発をやめなければならぬ6つの理由・・・それは、燃料のウランを掘る段階から始まり、採掘地の環境を破壊し、放射能で汚染し、住民の病気を増やしている。様々な健康障害に皆が苦しみ、脳腫瘍、肺ガン、胃ガン、大腸ガン、骨のガン、皮膚ガン、乳ガンや子宮ガンが増えている。

http://www.windfarm.co.jp/blog/blog_kaze/post-6956

■「原発周辺で小児白血病が倍増」フランス国立保健医学研究所が発表■

★フランスで、原発から5キロ圏内の子どもと一般の子どもの白血病発生率の比較を行った。15歳以下の子どもは、他地域の子どもの比べ白血病の発症率が1.9倍高く、5歳未満では2.2倍高い。

http://www.windfarm.co.jp/blog/blog_kaze/post-8961

■ドイツ政府の調査では、原発から5km圏内の小児ガンは全国平均の1.61倍、小児白血病は2.19倍■

<http://janjan.voicejapan.org/world/0812/0812110292/1.php>

■イギリス再処理工場周辺 小児がん発生率一般の2～15倍■

★2002年、国際的なガン研究の専門誌

(International Journal of Cancer) に、セラフィールド再処理工場で働き被ばくした男性労働者の子どもたちは、他の地域の子どものために比べ、白血病、リンパ腫など血液のガンの発生率が2倍近く高く、工場があるシースケール村においては、15倍も高いリスクがあった。

http://www.windfarm.co.jp/blog/blog_kaze/post-4338

■「原発5キロ圏内で子どもの白血病が倍増」フランス国立保健医学研究所が国際誌にて発表／ルモンド紙（1月12日）■

★反論できない危険信号が発せられた。フランスにある原発の5キロ圏内に住む子どもたちは、通常の2倍の割合で白血病にかかる、という指摘だ。フランス国立保健医学研究所 (INSERM) のジャクリース・クラヴェル氏が率いるフランス放射線防護原子力安全研究所 (IRSN) の科学者研究チームが『国際がんジャーナル』(International Journal of Cancer) に発表した。これは過去にイギリスのセラフィールド原発、スコットランドのドーンレイ原発、ドイツのクルーメル原発において実施された調査で、原発の近辺に住む子どもたちに通常より高い率で白血病が発生することが証明されたのに続く調査結果である。

<http://franceneko.cocolog-nifty.com/blog/2012/01/5112-bb91.html>

(この頁の情報提供：松田正)



▼関連アクション・イベント情報▼

◆みなさま、ピースライフにご参加を！福井の若者主体のイベントです◆

『福井から原発を止める裁判の会』(提訴が決まり、名称変更)も参加・協力します。一角で申し込みアピールします！

日時：10月20日(土)AM 10:00～PM 6:30

場所：JR 福井駅前西口広場

内容：中畠哲演さんとのトークセッション・キャンセル作りやライブなど盛り沢山

出演アーティスト：Danne The Ridden Band カラス ROYAL FISH FFF ゴロリン ピースバンド うたごえ福井合唱団 久保幸治 他

主催：福井ピースアクション実行委員会

問い合わせ：090-9443-8750



訴訟関連新聞記事スクラップ

星島

2012年(平成24年)9月5日(水曜日)

©中日新聞社 2012 (日刊)

発行所 中日新聞社
名古屋市中区三の丸一丁目6番1号
〒460-8511 電話 052(201)8811

大飯停止を住民提訴へ

福井地裁 主婦、若者ら70人

電力不足を理由に再稼働した関西電力の大飯原発3、4号機(福井県おおい町)の運転差し止めを求め、同原発の地元・福井県内の住民が福井地裁に提訴する。訴状の検討を進めながらさらに原告を募り、十一月中の提訴を目指す。

提訴するのは、福井ミなどで参加を呼び掛けた。特定の団体や政や県内の主婦、若者ら党に偏らない市民団体として提訴する。二十七八十代の市民約七十人。福島第一原発、東日本大震災以降、事故を受け、大飯原発の再稼働に異議を唱える市民が、簡易ブログ「ツイッター」や口コと、現在、金沢や静岡での脱原発訴訟は、一

など全国八地裁で係争中。滋賀県などの弁護士グループも、大飯原発の停止などを求め、十月中の提訴を目指している。

国内最多の十四基の原発が立地する福井県、九八五年のものじゅ差止め訴訟の提訴以来、二例目となる。

訴訟では、国の安全指針や耐震指針の不備が、福島原発事故で明らかになったと指摘。経済産業省原子力安全・保安院の専門調査委

員会が「敷地内を走る岩盤の亀裂(破碎帯)が活断層の可能性があ

る」と指摘した点にも触れ、これまでの安全性の前提に誤りがあっ

たと主張する。愛媛県の伊方原発差し止め訴訟で、原発に

求められる安全の程度を「万が一にも事故は起こらない」と、厳しく判断した最高裁判例(九二年)を基に「最低でも史上最大規模の地震を想定する必要がある」と訴える。

大飯原発 関西電力が福井県おおい町に建設した加圧水型軽水炉(PWR)。3、4号機は、同社の原発11基のうち最新の2基で、118万キロワット出力も最大規模。3号機は1991年、4号機は93年に営業運転を開始した。東京電力福島第1原発事故後、定期検査で停止した原発の再稼働に向けた安全評価(ストレステスト)の手続きが最も早く、政府は福井県、おおい町の同意を得て6月16日に再稼働を決定。7月に3、4号機とも再稼働した。

読者にニュースとお得
中日新聞+プラス
chuplus.jp

登録のお問い合わせは
0120-664411

CHUNICHI Web
www.chunichi.co.jp

中日新聞購読申し込みは
0120-454010

求められる安全の程度を「万が一にも事故は起こらない」と、厳しく判断した最高裁判例(九二年)を基に「最低でも史上最大規模の地震を想定する必要がある」と訴える。

23 社会 12A版 2012年(平成24年)9月6日(木)

「大飯停止を」福井でも

80人関電を提訴へ

7月に再稼働した関西電力大飯原発3、4号機(福井県おおい町)の運転を止めようとする「東電電力福島第一原発事故で国の安全指針や国際的な安全基準が揺らぐのを防ぐ」という一浩弁護士は「裁判所は正しい見解を持ち、責任を果たして」。準備を進める「福井原発差止訴訟準備会」世話人・市会議員・松田正三(69)は「原発の運転を続けること、事故を起こる可能性があることを主張する方針という。原告側弁護士の等閑

は、東京電力福島第一原発事故で国の安全指針や国際的な安全基準が揺らぐのを防ぐ」という一浩弁護士は「裁判所は正しい見解を持ち、責任を果たして」。準備を進める「福井原発差止訴訟準備会」世話人・市会議員・松田正三(69)は「原発の運転を続けること、事故を起こる可能性があることを主張する方針という。原告側弁護士の等閑

7月に再稼働した関
西電力大飯原発3、4
号機(福井県おおい町)
の運転を止めようとし
ており、原告団の規模
は拡大する見込み。
県内の住民がツイッ
ターや口コミで訴へた
の参加を呼び掛け、こ
れまでに20名や僧侶、
医師などが主婦や信
民が賛同。県外からの
参加者が約半数を占め
ている。同県で起こ
された原発訴訟は、高
速増殖原子炉も含んじ
ており、原告団の規模
は拡大する見込み。
県内の住民がツイッ
ターや口コミで訴へた
の参加を呼び掛け、こ
れまでに20名や僧侶、
医師などが主婦や信
民が賛同。県外からの
参加者が約半数を占め
ている。同県で起こ
された原発訴訟は、高
速増殖原子炉も含んじ
ており、原告団の規模
は拡大する見込み。

3、4号機の再稼働を巡っては同県や滋賀県などの住民が国を相手取り、関電に運転停止を命じるよう求める

訴訟を大阪地裁に起している。【山衛守剛

2012年(平成24年)9月6日(木曜日)

社会 (26)

大飯原発で県内中心に80人

11月にも差し止め提訴

福井地裁 85年「もんじゅ」以来

7月に再稼働。営業運転中の関西電力大飯原子炉3号は、4機中おたふく号の運転を止めを止め、80日間の仕立を中心とした地域が11月にも、福井地裁提訴するところより、分かった。

事故後、原発止し止め訴訟は全国で相次いでいるが、福井地裁の提訴は1985年の関西道庁訴訟以来、第一止し止め訴訟のみとなる。

提訴の準備を進めているのは、「福井原発止し止め訴訟準備会」。県内原発の再稼働を止めようとする3月に発足した。県を中心に大阪府や川内を中心に20〜80代の市民で組織し、致知塾でも会々ツイッターや口頭で参加を呼び掛け、ここに原状を訴える。

訴える相手は関西電力を相手としており、再稼働を多岐にわたる責任を問うことが検討中としている。

弁護団によると、訴訟原被告は「東京電力福島第一原子炉事故を受け、不安定な原発と対策が十分でない再稼働の差止め」として、再稼働の差止めを主張する。大阪府や東京電力を走る裁判場について、専門家から活用できるなどの可能性が指摘されている点にも触れる。

大飯以外の原発については、再稼働の動きが元々止まれば、差し止めの仮処分し立てを検討するとしている。

訴訟準備会は、提訴までに県民1人に1人以上の賛同を希望する。世襲の市会議員は、裁判が何年かかると戦い抜くこととしている。

弁護団の筆頭一浩吉士は、裁判所は原発訴訟のほとんどで訴えを却下してきた。事実上、原発再稼働後に申し立てた訴訟は、原告の責任を問うことではないと話している。

（宮崎翔太）

▼原発訴訟関連ニュースクリップ▼

-2012年7月6日～9月27日のニュース-

7/6 敦賀原発の破砕帯(断層)調査 誤って循環水配管破損

日本原電は9日、敦賀原発(福井県敦賀市)の敷地内で進めている破砕帯(断層)のボーリング調査で、6日に地下を通る2号機の循環水配管に誤って穴を開けたと3日後に発表。放射能を含まない系統で、定期検査のため水も抜いており、周辺環境への影響はないとのこと。

7/16 大飯原発4号、非常用発電機で警報 再稼働作業に影響なし 16日午前1時20分ごろ、関西電力大飯原発4号機の中央制御室で、非常用ディーゼル発電機の補助モーターに過負荷が生じて停止したことを示す警報が作動。経済産業省原子力安全・保安院と関電によると、補助モーターは、保守のために非常用発電機のギアを定期的に回転させて、潤滑油を行き渡らせる装置。非常用発電機の自動起動の際に使用するものではないという。

7/17 大飯原発の敷地内断層調査不可避 相次ぐ要望

関西電力大飯原発(福井県おおい町)と北陸電力志賀原発(石川県)の敷地内を走る断層の活動性を検討する経済産業省原子力安全・保安院の専門家会議が17日、東京都内で開かれ、委員から現地での再調査を求める意見が続出、保安院にとっては再調査が避けられない状況となった。

7/18 大飯原発 4 号機が臨界到達 国内 2 基目、25 日フル稼働想定 関西電力は 18 日午後 9 時、福井県おおい町の大飯原発 4 号機（加圧水型軽水炉、出力 118 万キロワット）の原子炉を起動。4 号機は 19 日午前 6 時に原子炉で核分裂が連続して起きる臨界に達した。

7/18 保安院が大飯原発破砕帯調査指示 関西電力に計画報告を要請

経済産業省原子力安全・保安院は18日、関西電力大飯原発(福井県おおい町)と北陸電力志賀原発(石川県)の敷地内の断層について、関電と北陸電に対し、現地でも再調査するよう指示。大飯原発3号機はすでに9日からフル稼働している。「特別な安全監視体制」責任者として現地入りした牧野聖修経済産業副大臣は18日の記者会見で「少しでも活断層の疑いがある以上、速やかに再調査したい」と述べる一方、「再稼働を中止するほどの危険性があるとは認識していない」としている。

7/20 原発事故対応できる人材育成強化 福井工大が来年度教育課程変更 福井工大は20日、原子力技術応用工学科のカリキュラムを来年度から改定すると発表。東京電力福島第1原発事故を踏まえ、事故時や事故後処理対応の実習を新たに加えるほか、立地地域や消費地の住民目線で対話できる技術者の育成を目指す。改定に伴い私学では初めて文部科学省の「国際原子力人材育成イニシアティブ事業」の採択を受けている。

7/23 大飯再稼働めぐる電子書籍2冊発売 福井新聞社の論説と記事まとめ 福井新聞社は23日までに、関西電力大飯原発の再稼働をめぐる本紙論説と記事をそれぞれまとめた電子書籍を発売した。「大飯原発再稼働 暗闇から明日が見えるか 立地県紙・福井新聞の論説」と「全記録 大飯原発再稼働 『3・11』から起動までの478日」の2冊。で電子書店で購入できる。それぞれ630円と840円。

7/23 関西電力が免震棟の概要公表 最大千人収容、県内3原発に 関西電力は23日、福井県の大飯、高浜、美浜の各原発で2015年度末からの運用開始を予定している免震事務棟の仕様概要を公表した。地上8階、地下1階で収容想定人数は最大1千人。東京電力福島第1原発では事故制圧の拠点となった重要な施設で、7日分の食料や水、燃料を備蓄して万一来るに備える。

7/25 大飯原発4号機がフル稼働 北陸などの節電目標撤廃へ 関西電力大飯原発4号機(加圧水型軽水炉、出力118万キロワット)は25日午前1時、定格熱出力一定運転するフル稼働に入った。

7/31 大飯、志賀断層再調査計画「妥当」 保安院、トレンチの追加求める 経済産業省原子力安全・保安院は31日、専門家会議を開き、関西電力大飯原発(福井県おおい町)と北陸電力志賀原発(石川県)の敷地内を走る断層の再調査方法を審議した。両社が提出した現地調査計画について、溝を掘って断層の様子を探るトレンチ調査の追加・拡充を求めた上でおおむね妥当と了承した。両社は専門家や保安院の指摘を受け、7月25日に計画を保安院に提出していた。いずれもトンネルや試掘溝を掘って断層の活動性を確かめる。大飯原発では1、2号機と3、4号機の間をほぼ南北方向に走る「F—6断層(破碎帯)」を調査する。関電は試掘溝を掘って断層の活動時期をみるほか、ボーリング調査などで断層の全長を

調べる。10月末の中間報告に続き、12月末をめどに最終報告書を提出する予定。委員からは、F—6は北に伸びる台場浜で見られた断層と別の断層ともみられるため「トレンチ調査を実施して解明すべき。トレンチ調査は、現計画での位置や長さの再考が必要」との意見があった。志賀原発は、1号機原子炉建屋直下の「S—1断層」が、13万～12万年前以降に活動した活断層である可能性を保安院や専門家会議が指摘。北陸電は原子炉建屋の地下約40メートルの深さに調査用トンネルを掘って、地下深くのS—1断層を直接確認する。調査期間は8月から来年1月までの約6カ月。国は、原子炉などを活断層の上に設置してはならないとしており、追加調査で活断層と確認できれば運転は困難となり、北電は廃炉を迫られる可能性もある。

8/7 原発夜間余剰電力で揚水発電稼働 大飯3、4号など供給不足補う 関西電力は7日、兵庫県朝来市にある揚水発電としては国内最大出力の奥多々良木発電所(出力193・2万キロワット)を報道陣に公開した。大飯原発3、4号機(福井県おおい町)などで発電された夜間の余剰電力を活用して連日稼働し、需要が高まる昼間の供給力を積み増している。

8/7 津波堆積物指摘で原発近隣調査へ 日本原電、追加計画概要を公表 日本原電は7日、天正地震による大津波の有無を確認するため若狭湾周辺で実施した津波堆積物調査に関して、国の専門家会議でデータ不足を指摘されたことを受け、敦賀原発(福井県敦賀市)近くの猪ヶ池(いのがいがけ)周辺で行う追加調査の計画概要を公表した。原電などは6月、「1586年の天正大地震による大規模な津波はない」としていた従来の評価を覆す痕跡はなかったとの調査結果を経済産業省原子力安全・保安院に報告した。だが、1200年代の地層に砂の層があり「津波堆積物ではないか」との指摘を受けたため、データを補充することにした。追加調査では、砂の層が津波によるものではなく近くの砂州からまぎれ込んだ可能性などを調べる。既に2日から猪ヶ池の形状を確認する深淺測量を実施。自然公園法に基づく県の認可を受けた上で、8月下旬から25地点での泥の採取や海水の分析などにも取り組む。10月中旬に結果を保安院に報告する予定。

8/10 原発検査機器収納物保管問題なし 県内電力事業者、搬出先の状況調査 関西電力、日本原電、日本原子力研究開発機構の3電力事業者は10日、原発での使用により

低レベルの放射性物質に汚染された検査機器類を収納した輸送物の搬出先の保管状況について調査結果をまとめ、経済産業省原子力安全・保安院に報告した。いずれも保管に問題はないとしている。

8/16 大飯原発4号機が営業運転再開 規制委発足まで特別安全監視体制 7月に再稼働して調整運転をしていた福井県おおい町の関西電力大飯原発4号機(圧水型軽水炉、出力118万キロワット)16日、国の最終検査に合格し、営業運転を再開した。

8/27 がれき受け入れ説明会で不安の声 福井・高浜町住民の反対相次ぐ 福井県高浜町は27日夜、東日本大震災の被災地である岩手県大槌町から、総量700トンのがれきを受け入れることについての住民説明会を、同町山中の内浦公民館で初めて開いた。焼却灰の埋め立て地がある内浦地区での開催とあって、町民からは受け入れを反対、不安視する声が相次いだ。これに対し、野瀬町長は安全性を強調。「ご理解を頂きたい」と繰り返し訴えた。

8/28 福井県内原発準立地も事故補償へ 関西電力など自治体側に改定案 関西電力など3電力事業者が原発準立地の福井県小浜市、若狭町、越前町、南越前町と結んでいる原子力安全協定をめぐり、新たに事故時の補償などを盛り込むことが28日分かった。9月14日にも事業者が自治体側に改定案を示す見通し。

8/30 ヨウ素剤拡充、規制委の発足待ち 福井県、12市町に備蓄方針 放射性物質による甲状腺がんを避ける安定ヨウ素剤 県は備蓄の対象を拡充する方針だが、配布方法や服用基準をめぐり国の具体策は示されていない。原発事故の被ばく対策として福井県は本年度、原発から30キロ圏の40歳未満を対象にして安定ヨウ素剤の備蓄を拡充するための経費を当初予算で計上しているが、いまだに拡充できない状況だ。国の原子力規制委員会の発足がずれ込み、財源となる交付金の申請ができないのが理由。加えて、国と県で見解の割れている配布方法や服用指示の判断基準も決定は規制委に持ち越されており、県は具体的な方針を決められずにいる。

8/30 高浜と大野が原子力災害相互応援 福井県内自治体間で初協定 関西電力高浜原発が立地する福井県高浜町は30日、福井県大野市と原子力災害を含めた大規模災害発生時の相互応援協定に調印した。同市は、同町から北東へ約

150キロ離れており、同一災害による同時被災の可能性が低いことが最大の理由。県によると、原子力災害を明記した災害時の協定を、県内の自治体間で結ぶのは初めて。

8/31 原発の津波安全評価を再び延期 電力3事業者、10月に報告 関西電力、日本原電、日本原子力研究開発機構は31日、東日本大震災の知見を踏まえた津波の影響に関する原発の安全性評価について、8月を目途としていた報告時期を10月に再び延期すると発表した。経済産業省原子力安全・保安院の地震・津波に関する意見聴取会が知見反映方針を審議中で、安全評価に関する「審査の手引き」が示されていないため。保安院に同日、延期を報告した。

9/4 大阪の大飯原発停止要請をけん制 美浜町長「原子力は長期使用を」 福井県美浜町の山口治太郎町長は4日の定例記者会見で、今夏の節電要請期間終了後に関西電力大飯原発3、4号機(福井県おおい町)の停止を求める大阪市などの動きに対し「原子力が一時的なエネルギー源として使われることはあってはならない」と牽制した。火力発電所の稼働による燃料費増加や地球温暖化などの問題を挙げ、「夏場を過ぎても(新たな規制組織で)安全確認できた原発は動かす必要がある」と強調。

9/5 大飯原発差し止め、県民ら提訴へ 11月にも福井地裁に(福井新聞) 7月に再稼働し、営業運転中の関西電力大飯原発3、4号機(福井県おおい町)の運転差し止めを求め、県内の住民を中心とした約80人が11月にも、福井地裁に提訴することが5日、分かった。事故後、原発差し止め訴訟は全国で相次いでいるが、福井地裁への提訴は1985年の高速増殖炉「もんじゅ」差し止め訴訟以来となる。提訴の準備を進めているのは「福井原発差し止め訴訟準備会」。県内原発の再稼働を止めようと今年3月に発足した。県内を中心に大阪府や石川県など20～80代の市民で組織し、敦賀市議も含む。ツイッターやロコミで参加を呼び掛け、さらに原告を募る。訴える相手は関西電力を想定しており、再稼働を認めた国の責任を問うかは検討中としている。弁護団によると、訴訟では、東京電力福島第1原発事故を受けた安全性の点検と対策が不十分などとし、再稼働の違法性を主張する。大飯原発敷地内を走る破砕帯について、専門家から活断層であるとの可能性が指摘された点にも触れる。大飯以外の原発についても再稼働の動きが活発化すれば、差し止めの仮処分申し立

てを検討するとしている。同訴訟準備会は、提訴までに原告団として正式に発足する。世話人の松田正さん(63)＝坂井市＝は「裁判が何年かかろうと戦い抜く」としている。弁護団の笠原一浩弁護士は「裁判所は原発訴訟のほとんどで訴えを退けてきた。事実上、原発再稼働を後押ししたとも言える。事故後の知見を踏まえて正しい判断をしてほしい」と話している。

9/5 美浜原発ともんじゅ、断層直接確認 関電と原子力機構、国に計画提出 関西電力と日本原子力研究開発機構は5日、それぞれ美浜原発(福井県美浜町)と高速増殖炉「もんじゅ」(福井県敦賀市)の敷地内にある断層(破碎帯)の調査計画をまとめて経済産業省原子力安全・保安院に提出した。破碎帯が両原発の近くにある活断層「白木一丹生断層」と連動して動く可能性などを現地調査し、来年3月末に結果を報告する。破碎帯は美浜原発の敷地内に9本、もんじゅは原子炉建物と補助建物の下に8本、堤防側に1本ある。美浜原発の東1キロ、もんじゅの西500メートルに位置する白木一丹生断層が動くと、破碎帯が連動して動く可能性を完全に否定できないとして、保安院が追加調査を指示していた。両事業者の調査は、地面に電気を流す物理探査などで破碎帯がどこまで延びているかを調べるほか、コンクリートなどをはぎ取って地下の破碎帯を直接確認し、破碎帯に含まれる物質を採取して最新の活動時期の年代を測定する。12万～13万年前以前の活動であれば問題ないという。また、白木一丹生断層との連動性の有無については、原発敷地外で同断層との間にある海の音波探査や地表踏査などを行い、同断層から派生する亀裂などがいないかを調べる。必要に応じてボーリング調査も行う。もんじゅは、敷地の南東約1キロにあるリニアメント(線状地形)と破碎帯の関連性も調べる。両事業者とも自然公園法の許可申請などの準備に入り、関電は10月、原子力機構は11月から破碎帯の物理探査に入る。また、関電は来年1月末に中間結果を報告するとした。

9/13 「原発ゼロ決定なら町も方向転換」 政府エネ戦略でおおい町長 福井県おおい町の時岡忍町長は13日、政府が原発ゼロ目標を掲げて調整している東京電力福島第1原発事故を受けた新たなエネルギー・環境戦略について、「(仮に)国が政策転換を決定すれば、(町として)かなりの方向転換が必要になってくると考えている。脱原発の道筋が決まれ

ば、町政もそれに沿って対応していかなければならない」との認識を示した。

9/13 原発廃炉なら核燃料の消費地搬出を 福井知事、牧野副大臣らに要望 政府が近く策定する新エネルギー・環境戦略をめぐり、牧野聖修経済産業副大臣と神本美恵子文部科学政務官が13日福井県を訪れ、県庁で西川一誠知事と会談した。知事は、県内の原発を廃炉にする場合は使用済み核燃料を電力消費地に搬出するよう要望。

9/13 原発準立地自治体に「意見陳述権」 安全協定見直しで電力事業者検討 関西電力など福井県内の3電力事業者が原発準立地の小浜市、若狹町、越前町、南越前町と協議している原発の安全協定見直しをめぐり、事業者側の計画変更などに対する「意見陳述権」の明記を検討していることが13日、分かった。ただ、見直し案の内容は4市町が求めてきた立地自治体並みには及ばない見通し。

9/14 政府戦略に揺れる使用済み核燃料 再処理工場から原発に返還の可能性 政府が14日にも策定する新エネルギー・環境戦略をめぐり、原発から出る使用済み核燃料の問題がクローズアップされている。将来の「原発ゼロ」を目指して核燃料サイクル政策を放棄した場合、青森県六ヶ所村の再処理工場で受け入れてきた使用済み核燃料が各原発に送り返されかねないからだ。福井県内からは計2442体が搬出されており、もし返還されれば原発構内の貯蔵プールは余裕がほとんどなくなり、2030年代どころか、即座に原発を稼働できなくなる恐れもある。

9/14 新エネ戦略「拙速な決定中止を」 福井県議会が意見書可決 福井県会は14日の本会議で、将来の「原発ゼロ」を盛り込んだ政府の新たなエネルギー・環境戦略をめぐり、拙速な原子力政策決定の中止を求める意見書を賛成多数で可決した。6月に野田佳彦首相が表明した「原発は重要な電源」とする方針を一方的に転換したとし「本県との信頼関係を大きく損ね、極めて遺憾」と強く批判。

9/18 敦賀原発増設計画、文科相にただす 福井知事「準備工事はほぼ終了」 西川一誠・福井知事は18日、平野博文文部科学相と会談した際、日本原電敦賀原発3、4号機の増設計画について「準備工事はほぼ終了している」と述べ、計画を継続する意思があるのか政府の見解をただした。文科相は「経済産業相に伝える」とした。敦賀市役所と県会で文

科相とそれぞれ会談した河瀬一治市長、吉田伊三郎議長もこのことに言及。

9/19 原子力規制委の再稼働基準いつ策定 原発 21 基が 1 次評価審査の途上 原発の新たな規制組織となる原子力規制委員会が 19 日発足する。当面の重要課題は、定期検査で停止している原発を再稼働する場合の安全基準の策定。福井県は関西電力大飯原発 3、4 号機を再稼働した際に政府が作った暫定的な基準がベースになるとの見方だが、規制委の方針が明らかでない上に、策定には時間がかかり、具体的な判断時期は見通せない状態だ。原発敷地内を通る破砕帯の活動性に関する審査なども焦点となる。大飯 3、4 号機の再稼働をめぐり政府は、当初条件としていたストレステスト 1 次評価だけでなく、東京電力福島第 1 原発の事故検証を踏まえた暫定的な安全基準を 4 月に策定した。「暫定的な安全基準」はもともと、県が国に策定を求めた。福島の完全な事故検証や新たな基準の法制化には時間がかかるため、当面は分かりうる最大の検証範囲で暫定基準を作る—という意図だった。大飯の再稼働の根拠とした安全基準を他の原発に適用するシナリオも描いたが、規制委は新たに基準を策定する方針で、暫定基準がどの程度引き継がれるかは今後の議論となる。経済産業省原子力安全・保安院がストレステスト 1 次評価の審査を終え「妥当」と判断したのは四国電力伊方 3 号機（愛媛県）。関電高浜 3、4 号機、北海道電力泊 1、2 号機、九州電力川内 1、2 号機（鹿児島県）もおおむね審査を終え、判断待ちの状態となっている。一方、30 基分提出された 1 次評価のうち、21 基は審査の途上。どう取り扱うかは規制委に委ねられ、結論が出る時期は不透明だ。原子炉等規制法では原発の運転期間を原則 40 年と定めており、古い原発の扱いも注目される。既に運転 40 年超の日本原電敦賀 1 号機、関電美浜 1、2 号機が立地する本県にとって影響は大きく、西川知事らは「科学的な根拠」の明示を要請。法律では例外として 1 回に限り最長 20 年の運転延長を認めているが、政府の新戦略は 40 年廃炉を厳格運用するとしており、藤村修官房長官は 18 日の記者会見でも 3 基は廃炉になると明言した。また、敦賀、大飯、美浜原発や高速増殖炉「もんじゅ」（敦賀市）などでは、破砕帯の活動性の再調査に入っている。最新の安全規制を既存原発にも適応するバックフィット制度が始まるため、結果次第では運転 40 年に至らなくても廃

炉になる可能性はある。活断層に関し初代委員長に就任する田中俊一・前原子力委員会委員長代理も厳格に対応する考えを示している。新基準の策定は規制委発足後「10 カ月以内」とされ、最長で来年 7 月までずれ込む。原発の安全性は規制委が独立して審査する一方、実際の再稼働は、地元の合意や電力需給などを総合的に勘案し、政治判断が働く可能性もある。

9/19 原子力規制庁の新事務所が開設 中村所長、緊張感持って監視 原子力規制庁の発足を受け 19 日、福井県おおい町のオフサイトセンター（県大飯原子力防災センター）では「大飯原子力規制事務所」が開設され、新たな表札が報道陣に公開。

9/20 敦賀市会「原発ゼロ見直しを」 意見書可決、新增設で個別判断を 福井県の敦賀市会は 20 日の本会議で、原発ゼロ目標を盛り込んだ政府の革新的エネルギー・環境戦略の見直しを求める意見書を賛成多数で可決。

9/21 建設認めぬ計画中原発、敦賀も対象 経産相「適用の在り方は精査」 枝野幸男経済産業相は 21 日の閣議後の記者会見で、日本原電敦賀原発 3、4 号機など計画段階の原発をめぐり、新增設はしないという新たなエネルギー・環境戦略の原則を適用する考えをあらためて示す一方、「具体的な適用の在り方はさらに精査しないといけない」とも語り、準備工事の進み具合や地元の要望など個別事情を踏まえた建設許可の可能性に含みを残した。

9/24 原発の警備強化要求案を不採択に 現在の対応で十分とおおい町会 おおい町会（福井県おおい町）の原発対策特別委員会は 24 日開かれた。継続審議として付託されている原発の警備体制強化を国に求める意見書案について協議し、不採択とした。27 日の定例町会本会議で採決する。

9/25 敦賀原発増設中止なら代替策協議 福井県会議長要請に経産相 福井県議会の吉田伊三郎議長らは 24 日、2030 年代の原発ゼロを目指す政府の革新的エネルギー・環境戦略は決め方が拙速だとして、十分時間をかけて検討するよう枝野幸男経済産業相に要請した。日本原電敦賀原発 3、4 号機について経産相は、原則として本体着工前の原発の新増設は認めないとあらためて説明。新增設中止を個別に決める際は、建設に代わる地域振興策などを地元と協議し、提示する考えを示した。

9/26 原子力防災、個別訓練を検討 船舶での避難やメール連絡 西川・福井県知事は 26 日の県会本会議で、県内の原発事故を想定して毎年度行っている県原子力防災総合訓練について「総合訓練のみならず、個別の初動対応、課題を深める訓練が重要」と述べ、項目ごとの個別訓練の実施を検討していく考えを明言。

9/27 原発過酷事故対策強化へ専門部署 関西電力、基本戦略策定に着手 関西電力は 27 日、原発の炉心損傷に至る過酷事故の対策強化に向け、原子力事業本部(福井県美浜町)の原子力企画部門に「シビアアクシデント対策プロジェクトチーム(PT)」を 28 日設置すると発表した。併任を含め 15 人体制でスタートし、基本戦略の策定に着手する。東京電力福島第 1 原発事故を検証した 4 つの事故調査委員会の報告書を踏まえ、関電は安全対策強化のため同 PT の設置を決めていた。炉心や格納容器の損傷防止だけでなく、過酷事故が発生した場合には、プラントの状況把握や技術支援などでも中心的役割を担う。

9/27 高浜、志賀が原子力災害応援協定 原発立地両町が広域避難先確保へ 関西電力高浜原発が立地する福井県高浜町と、北陸電力志賀原発が立地する石川県志賀町は 27 日、原子力災害を含めた大規模災害発生時の相互応援協定を調印した。両町はともに原発を立地。東日本大震災、東京電力福島第 1 原発事故を受け、同一災害による同時被災の可能性が低い遠隔地に、広域避難先を確保するのが協定の狙い。志賀町は、高浜町から北東へ約 200 キロの距離にあり、両町は 1990 年 11 月に姉妹都市提携を結んでいる。

◆雑多なお願い・連絡等(必読です！)

◆会計からの報告とお願い

・現在の残高状況

支える会：876,394 円(運営資金)

原告通帳：72 万円(72 人分×1 万円)(提訴の費用)

・原告で 15,000 円入金されていない方は、近日中に入金をお願いいたします。また、原告として 10,000 円は入金されて、残り 5,000 円(支える会分)入金のまだの方も、どうかよろしくお願い致します。

・原告の方で未納の方には別紙または電話によりお願いの連絡をいたします。ただし、入金したのに、

未納になっている等の会計処理ミスがございましたらお許しの上、お伝え下さい。即対処いたします。
・また、支える会への皆様の援助もどうかよろしくお願い致します。

♥裁判には多額のお金が必要になります。今後とも一緒に力をあわせて裁判を行なっていききたいと思います♥

910-3606 福井県福井市田尻栃谷町 14-1 小野寺
電話：0776-98-3805

*会の名称は変更しましたが、口座の名称・番号は当面は従来のままでいきます。

振替口座名称：福井原発差止訴訟を支える会

口座番号：記号 00760-6-番号 108539

◆通信費等節約のために、本誌 1 頁目のホームページより、本誌(PDF ファイル形式。既に第 0 号から第 2 号まではアップロード済み)をダウンロード可能な方は、紙版での本誌の送付を控えさせていただこうかな、と思案しています。近日中に何らかの形で打診をしますので、ご協力をお願いいたします。

◆サポートはしたいけれど、種々の事情によりこの通信を受取れない方は、その旨を世話人の松田(電話番号は 1 頁目にあり)までお伝えください★

◆原告・弁護団等の数(10 月 1 日現在)

・原告 86 名、弁護団 10 名

・支える会 137 名(一般会員 88 名、準会員 49 名)

◆編集後記◆本誌 5 頁に触れられている水戸巖さんは、「原子力発電という名前は正しくない。正しい名前は『海温め装置』だ」と指摘している。100 万 KW の原発 1 基は、1 秒間に 70 トンの海水を 7℃温め、日本にある 55 基の原発全体からは、1 年間に 1000 億トンの温かい水が排出される。日本全土に降る雨の量は 1 年間で 6500 億トンで、そのうち川に流れるのは 4000 億トンです。つまり原発は、毎年日本の川を流れる水の 4 分の 1 に相当する量を 7℃温めて海に戻している。かくして原発はしっかりと地球温暖化に“貢献”しているのだそうです。(K0)